

公 示

公示第 13 号

道路運送車両法（昭和 26 年 6 月 1 日法律第 185 号）第 61 条の 2 の規定により、下記の追加指定地域に使用の本拠の位置を有する自動車であって、当該自動車検査証の有効期間の満了する日が、平成 16 年 10 月 23 日から同年 11 月 22 日までのものは、平成 16 年 11 月 23 日をもって満了するものとする。

記

（追加指定地域）

長岡市全域
柏崎市全域
見附市全域
三島郡全域
刈羽郡全域
南蒲原郡の一部（中之島町）

（既指定地域）

長岡市の一部（蓬平町、蓬平町甲、蓬平町乙、竹之高地町、濁沢町、乙吉町）
小千谷市全域
十日町市全域
栃尾市全域
南魚沼郡全域
中魚沼郡全域
北魚沼郡全域
古志郡山古志村全域
三島郡の一部（越路町）
刈羽郡の一部（小国町）

平成 16 年 10 月 29 日

北陸信越運輸局 新潟運輸支局長

公 示

公示第14号

道路運送車両法(昭和26年6月1日法律第185号)第61条の2の規定により、当支局管内に使用の本拠の位置を有する自動車であって、新潟県中越地震により災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用を受けた地方公共団体の災害対策本部等公的機関が発行する災害復旧及び救助に使用されている自動車であることを証する書面を有し、当該自動車検査証の有効期間の満了する日が、平成16年10月23日から同年11月22日までのものは、平成16年11月23日をもって満了するものとする。

平成16年10月29日

北陸信越運輸局
新潟運輸支局長

公 示

道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第61条の2の規定により、当支局管内に使用の本拠を有する自動車であって、新潟県中越地震により災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けた地方公共団体の災害対策本部等公的機関が発行する災害復旧及び救助に使用されている自動車であることを証する書面を有し、当該自動車検査証の満了する日が平成16年10月23日から同年11月22日までのものは、平成16年11月23日をもって満了するものとする。

平成16年10月 日

運輸局 運輸支局長